

# 令和4年度第1回長野県消費生活審議会における主なご意見

資料3

基本方針	ご意見	発言者
1 県民の安全・安心な消費生活の確保	<p>エシカル消費とは何なのかということを知ってもらうために、SDGsの目標を達成するための一番身近な行動の一つだということを知りやすく知らせてほしい。</p>	徳嵩委員
	<p>学校向けのエシカル消費に関するポップなチラシなどを配り、SDGsの教育の一環にするなどしていけば、後々の大きな消費者になっていく子供たちのほうが、エシカル消費について先に知識がたくさん得られて、ゆくゆくは知名度や認知度が上がっていくことに通じると思う。</p>	中村委員
2 商品・サービスの適切な選択機会の確保と事業者への指導	<p>悪質な事例では、直接県が動いて弁護士の手配や、県警が前面に出て解決してほしい。</p>	富井委員
3 あらゆる人への消費者教育・啓発等の充実と人材育成	<p>学校における消費者教育について、教職員だけに任せるのではなく、県からの出前講座や、学校に講師を派遣するなど、積極的に行ってほしい。今は小学生もスマホやタブレットを使っているので、高校からよりも小学生から皆が分かるように、早めに対策をしてほしい。</p>	松田委員
	<p>学校向けの出前講座のための教材づくりは、若者に定着するような内容や方法を提供できているかどうか難しいので、県として良い教材づくりなどにも力を入れてくれれば、県内の高校に広く実施することができると思う。</p>	中嶋会長
	<p>成年年齢が引き下げられたことによって、18歳になった子も特殊詐欺に巻き込まれる心配があるが、トラブルに巻き込まれたときにどうするのか、トラブルを未然に防止するにはどうしたらいいのかという観点で、子供たちをめぐる状況全般を把握した的確な出前講座にしてほしい。</p>	中村委員
	<p>学校での消費者教育の取組の中に、「成年年齢の引下げに伴い」という言葉があまり書かれていないので、そこを強調して書いてほしい。</p>	中村委員
	<p>特殊詐欺の問題について、どうしたら高齢者にもっと分かってもらえるかということを考え、デイサービスなどに行って、文字ではなく、分かりやすく話しをし、目で見て、頭の中に入れていくような取組をしてほしい。</p>	山浦委員

# 令和4年度第1回長野県消費生活審議会における主なご意見

基本方針	ご意見	発言者
5 相談体制の 充実・強化	相談を受ける体制と支援する体制を県がきちんと考え、ただ市町村との役割分担を決めて放っておくのではなく、心のこもった体制を含めて、第3次の原案をつくってほしい。	富井委員
	保育園、こども園、児童センター等で、子供が相談できる窓口をみんなが持っているべきだと感じるが、町村では人がいないし経営的にも大変苦しい。資格がなくても一番話しやすい人が誰なのかということが一番求められているのではないか。その部分については、町村に任せてほしい。	富井委員
	消費者庁でSNSを利用した相談を実験的にを行い、それなりの効果があるようだが、県のセンターでもSNSでの相談を受け付けるとか、高度なものについては県のセンターで受けるなどの役割分担は検討してほしい。	古川委員
	若者が利用するSNS上では、どんなふうに詐欺の手法が繰り広げられるか分かりにくく、心配しているが、子供たちは自分から電話をかけることはないので、相談窓口もSNS上にあると良い。	中村委員
	消費者が安心して相談できるように、市町村間で相談員の技術的な格差が出ないように、どこの市町村に行ってもきちんと対応できるような技術的支援をしてほしい。	徳嵩委員
	市町村の相談員の人事に関する意識向上や、安定的に相談員が確保される状況を作れるように、県として働きかけてほしい。	中嶋会長
	高齢者の見守り体制についても、地域ごとに複雑な組織があるので、それぞれが自分のところの特徴を見て、その組織を生かしながら考えていくのが一番いいので、あまり細かいことを決められると、市町村は逆に身動きが取れなくなるという部分もある。	富井委員
	「188」や相談窓口の周知など、どうやってアピールするかということは、各市町村に考えてもらうのが一番いい。	富井委員